

# インターネットの便利な使い方（ニセコそよかぜメール、電子申請）

## ニセコそよかぜメール

行政や地域の情報、防災などの緊急情報を電子メールで配信しています。携帯電話かパソコンでご利用いただけます。受信には以下の事前登録が必要です。

※携帯電話で利用する場合は、ドメイン名 @xpressmail.jp からのメール受信を許可する設定が必要な場合があります。設定方法は携帯電話に付属の取扱説明書をご覧ください。

### ○パソコンからの登録

e-niseko@xpressmail.jpへ空メールを送信してください

### ○携帯電話からの登録

e-niseko@xpressmail.jpへ空メールを送信してください



二次元QRコード読取機能付の携帯電話で上記のアドレスを手軽に読み込むことができます。

## 電子申請

役場への9種類の届出について、平成19年4月からインターネットに接続している自宅や職場のパソコンから電子申請（届出）ができるようになりました。

ご利用方法などは、北海道電子自治体共同システムにアクセスしてご確認ください。

<https://www.harp.lg.jp/>（httpに「s」が付きますのでご注意ください）

### 電子申請が可能な手続き

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ●付記転出届                | ○水道使用中止届          |
| ●重度心身障がい者医療費受給資格喪失届   | ○水道使用開始届          |
| ●重度心身障がい者医療費受給者住所等変更届 | ○犬の登録事項変更届        |
| ●児童手当受給事由消滅届          | (●の手続きは電子署名が必要です) |
| ●児童扶養手当住所等変更届         |                   |
| ●給与所得者異動届             |                   |

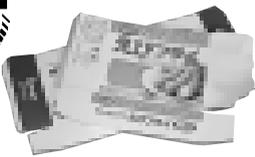
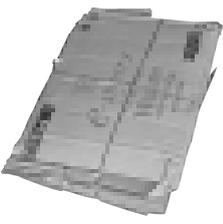
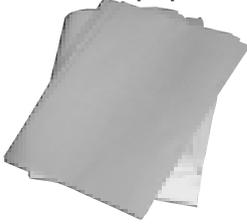
※「電子署名」が必要な手続きの場合

個人で利用するには、住民基本台帳カードと都道府県が発行する電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入が必要です。カードと電子証明書の取得は役場町民生活課で手続きを行うことができます。

法人で利用するには、法務省が発行する電子証明書の取得とICカードリーダーライタの購入が必要です。詳しいことは、会社を管轄する法務局にお問い合わせください。

# ごみの分別と捨て方 Garbage Separation and Disposal

**リサイクルされるごみ (無料)** 回収：週1回 (資源ごみ保管庫は毎日)  
**Recyclable garbage (free of charge)** Collection: once a week (Warehouse for recyclable garbage opens everyday)

<p><b>カン</b> Can</p>  <p>※洗ってから透明袋に入れてください Put it in a transparent bag after you've washed</p>	<p><b>ビン</b> Glass bottle</p>  <p>※キャップをはずし、洗ってから透明袋に入れてください Put it in a transparent bag after you've washed (Remove the cap)</p>	<p><b>ペットボトル</b> Plastic bottle</p>  <p>※洗ってから透明袋に入れてください Put it in a transparent bag after you've washed (Remove the cap)</p>	<p><b>白色トレイ</b> White color plastic container</p>  <p>※洗ってから透明袋に入れてください Put it in a transparent bag after you've washed</p>
<p><b>紙パック</b> Cartons</p>  <p>※洗って切り開き、30枚ぐらいで束ねてしばってください Wash, cut open and tie together</p>	<p><b>紙容器</b> Paper container</p>  <p>※汚れた物は洗ってから透明袋に入れてください (汚れの取れないものは燃やすごみへ) Put it in a transparent bag after you've washed (If it cannot be clean, dispose it as a Burnable garbage)</p>	<p><b>その他プラスチック</b> Plastic container</p> 	
<p><b>新聞・チラシ</b> Newspaper and flier</p>  <p>※5kgぐらいで束ねて、しっかりしばってください Tie together with each 5kg</p>	<p><b>雑誌</b> Magazine</p> 	<p><b>ダンボール</b> Cardboard</p> 	<p><b>ミックスペーパー</b> "Mixed paper"*</p>  <p>※下地の白い紙袋に入れてください Put it in a white paper bag</p>

## ○粗大ごみの処理は収集事業者へ申し込んでください (有料)

粗大ごみの処理は、品目や大きさによって費用が異なります。詳しくは直接、収集事業者へお問い合わせください。

■回収：随時 (申込み)

■収集事業者

- ㈲塚越産業 ☎44-2630
- ㈲中野産業 ☎58-2755
- ㈲牧野組 ☎58-2474



## ○ごみ分別に迷ったら

「ごみの品目別分類一覧表」をご覧ください。この冊子はすでに各戸へ配布していますが、町民生活課でも配布していますので、お問い合わせください。また、この冊子に掲載されていない品目で、分別の仕方が分からないときなども気軽にお問い合わせください。

■問合せ/町民生活課環境係 担当=山口 ☎0136-44-2121



\*ミックスペーパー=破くと白い繊維が見える紙  
 "Mixed paper"=The paper that is made of white fibers

**加工して利用されるごみ (有料)**  
Recyclable garbage as compost(charged)

回収：週2回  
Collection : twice a week  
専用の袋を使用してください  
Put it in a designated bag

※町内の堆肥センターで生産される  
たい肥の原料となります。  
Be used as a material of compost at the  
compost factory in Niseko Town

**生ゴミ**

Kitchen waste



※しっかり水切りをしてく  
ださい。貝殻、大型の骨  
などは燃えるごみへ  
Drain it well. Chicken bone,  
shell, peach stone, and other  
one should be disposed as a  
Burnable garbage

**廃棄されるごみ (有料)**  
Disposed garbage(charged)

回収：週1回 (燃えるごみ)  
Collection : once a week  
(Burnable garbage)  
月2回 (燃やさないごみ)  
:twice a month  
(Non-burnable garbage)

専用の袋を使用してください  
Put it in a designated bag

**燃やさないごみ**

Non-burnable garbage



※食品などのカス  
は洗い流してく  
ださい  
Wash away a stain

**燃やすごみ**

Burnable garbage

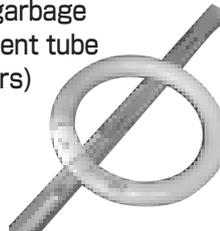


**専門の処理が必要な  
ごみ (無料)**  
Garbage that is required  
special treatment(free of  
charge)

回収：月1回  
Collection : once a month

**有害ごみ (蛍光管、水銀温度計など)**

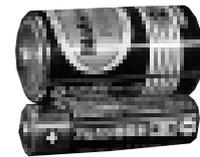
Harmful garbage  
(Fluorescent tube  
and others)



※透明袋に入れてください  
Put it in a transparent bag

**その他ごみ (乾電池など)**

Battery



※透明袋に入れてください (ニ  
カド電池は電気店か役場の回  
収ボックスへ)  
Put it in a transparent bag  
(Excluding the NiCad battery)

**○ごみ処理のための料金 Price list of designated bag**

ニセコ町は、平成14年10月  
1日から、「燃やすごみ」「燃や  
さないごみ」「生ごみ」の処理  
を有料化しています。

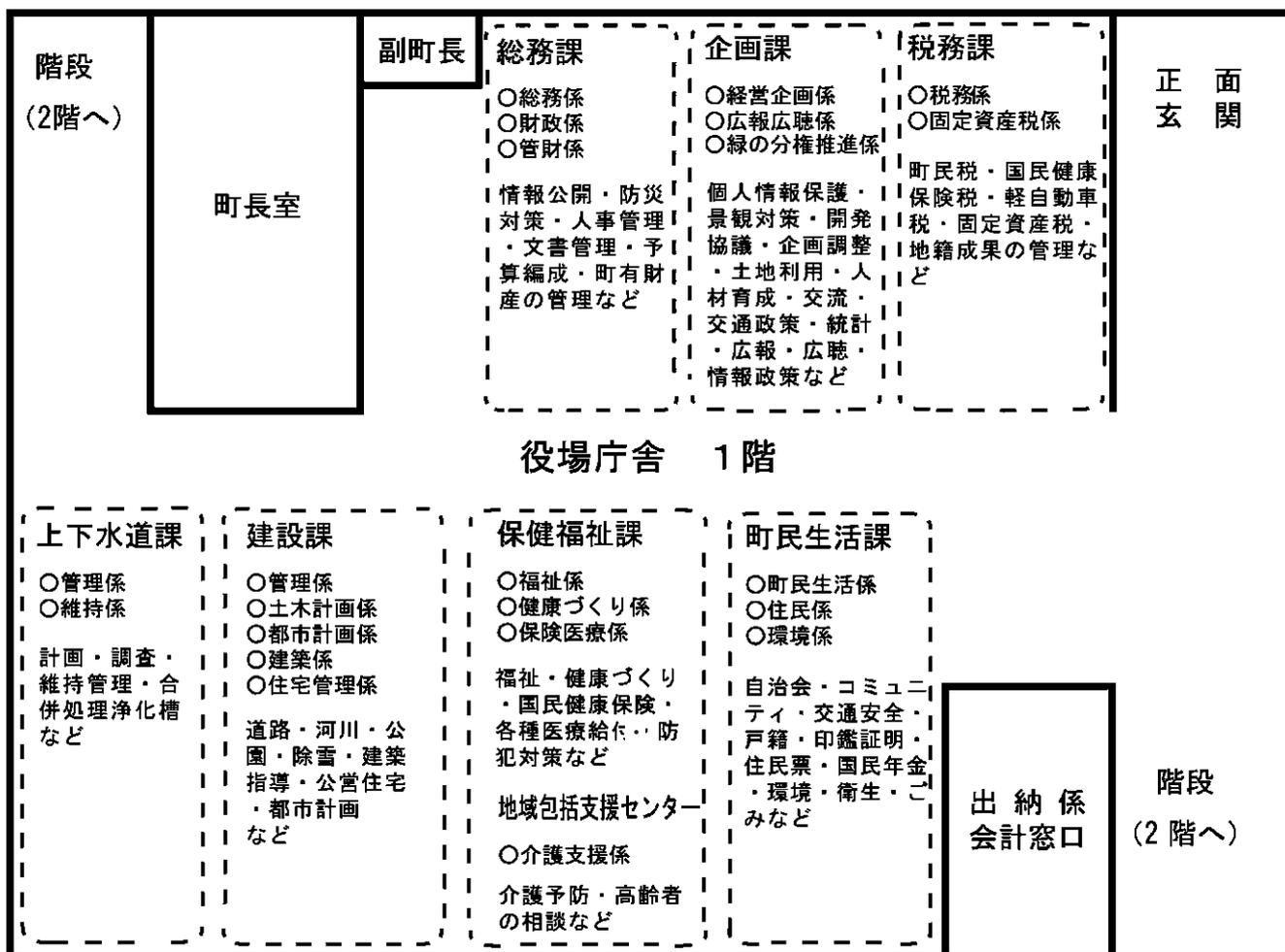
ごみ処理手数料は、次の表の  
とおりです。町指定の専用袋を  
購入していただくことにより、  
町に手数料が納入される方式と  
なっています。

容量 size	枚数 number of bags	燃やす ごみ Burnable	燃やさない ごみ Non- burnable	生ごみ Kitchen waste
5ℓ	20枚入り			400円
10ℓ	20枚入り	800円	800円	600円
20ℓ	10枚入り	600円	600円	
30ℓ	10枚入り			600円
45ℓ	10枚入り	1,000円	1,000円	



# 役場の仕事、庁舎案内

裏  
玄  
関



以下のような用件は、それぞれ担当する課にお問い合わせください

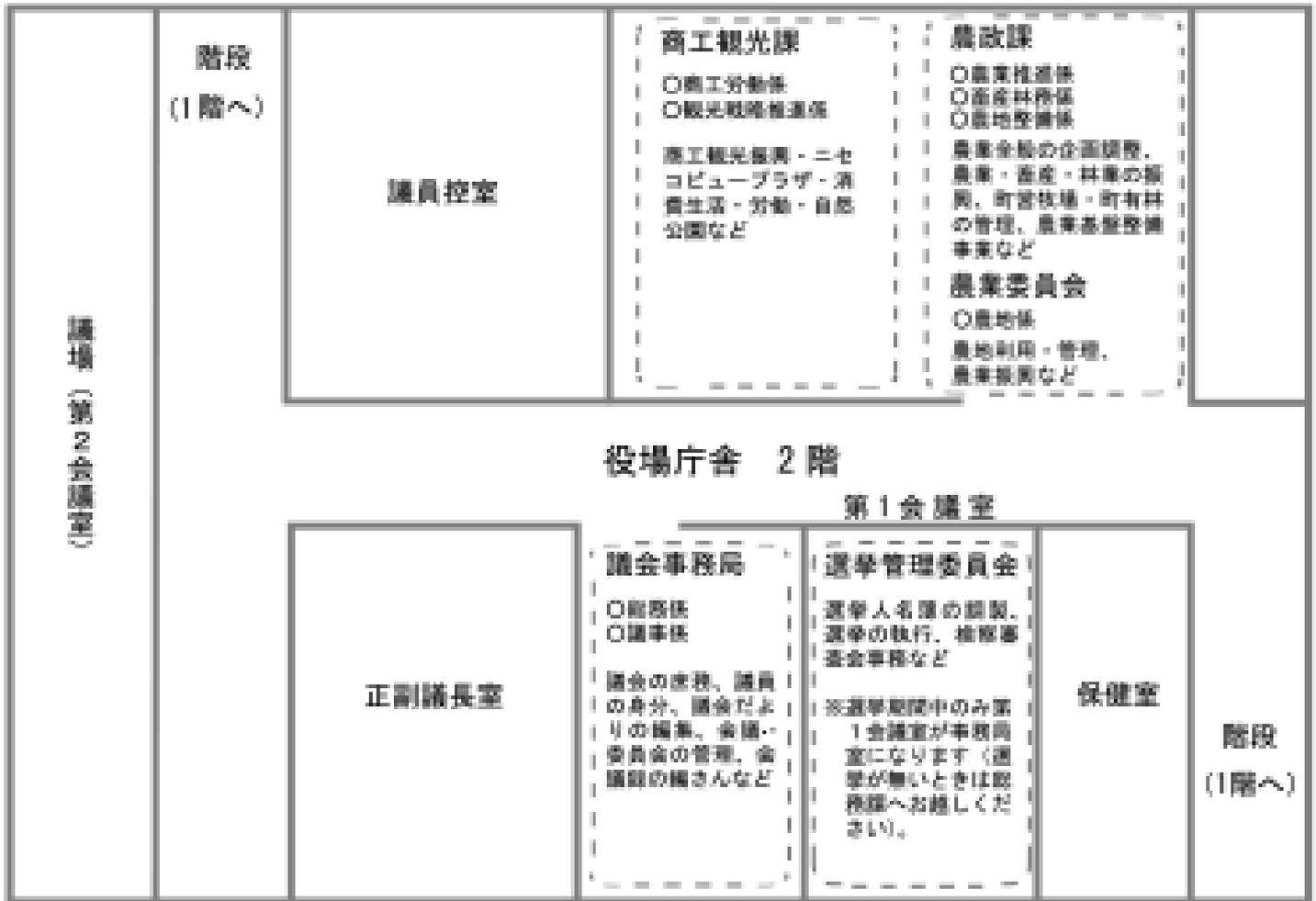
戸籍謄本(全部事項証明書)・抄本(一部(個人)事項  
証明書)、住民票の写し、印鑑登録について  
出生・結婚・転入・転出・死亡などの届け出について  
国民年金について  
ゴミの分別と収集について  
狂犬病予防や迷い犬について  
町民交通障害保険について  
街路灯の整備・維持について  
町内会・行政推進員配布について  
→町民生活課へ

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医  
療保険について  
予防接種や健康診査について  
学童保育について  
児童手当について  
障害者手帳について  
生活保護について  
高齢者の相談や介護サービスについて  
→保健福祉課へ

納税の相談について  
所得証明・納税証明などについて  
字図の閲覧について  
原動機付自転車などの登録・廃車について  
→税務課へ

町への意見・問い合わせについて  
「広報ニセコ」について  
ふるさとづくり寄付について  
ふれあいシャトルバスについて  
開発行為や土地の規制について  
→企画課へ

庁舎内での各課の配置と相当する仕事を紹介します。庁舎には総合案内はありませんが職員は誰でも対応しますので、わからないことがあるときは気軽におたずねください。



町営住宅について  
 町道の計画・管理・除雪などについて  
 公園の管理について  
 建築確認申請について  
 準都市計画による建築規制について  
 公共土木施設災害について  
 →**建設課**へ

上下水道の使用開始や中止について  
 上下水道料金について  
 合併処理浄化槽の補助について  
 →**上下水道課**へ

悪徳商法・振り込め詐欺などについて  
 産業連携プロジェクトについて  
 ニセコ町や周辺エリアの観光情報について  
 →**商工観光課**へ

農地・農業用施設災害について  
 農地・水・環境保全向上対策事業について  
 →**農政課**へ

農地の貸し借り・売買などの申請について  
 農地転用について  
 →**農業委員会**へ

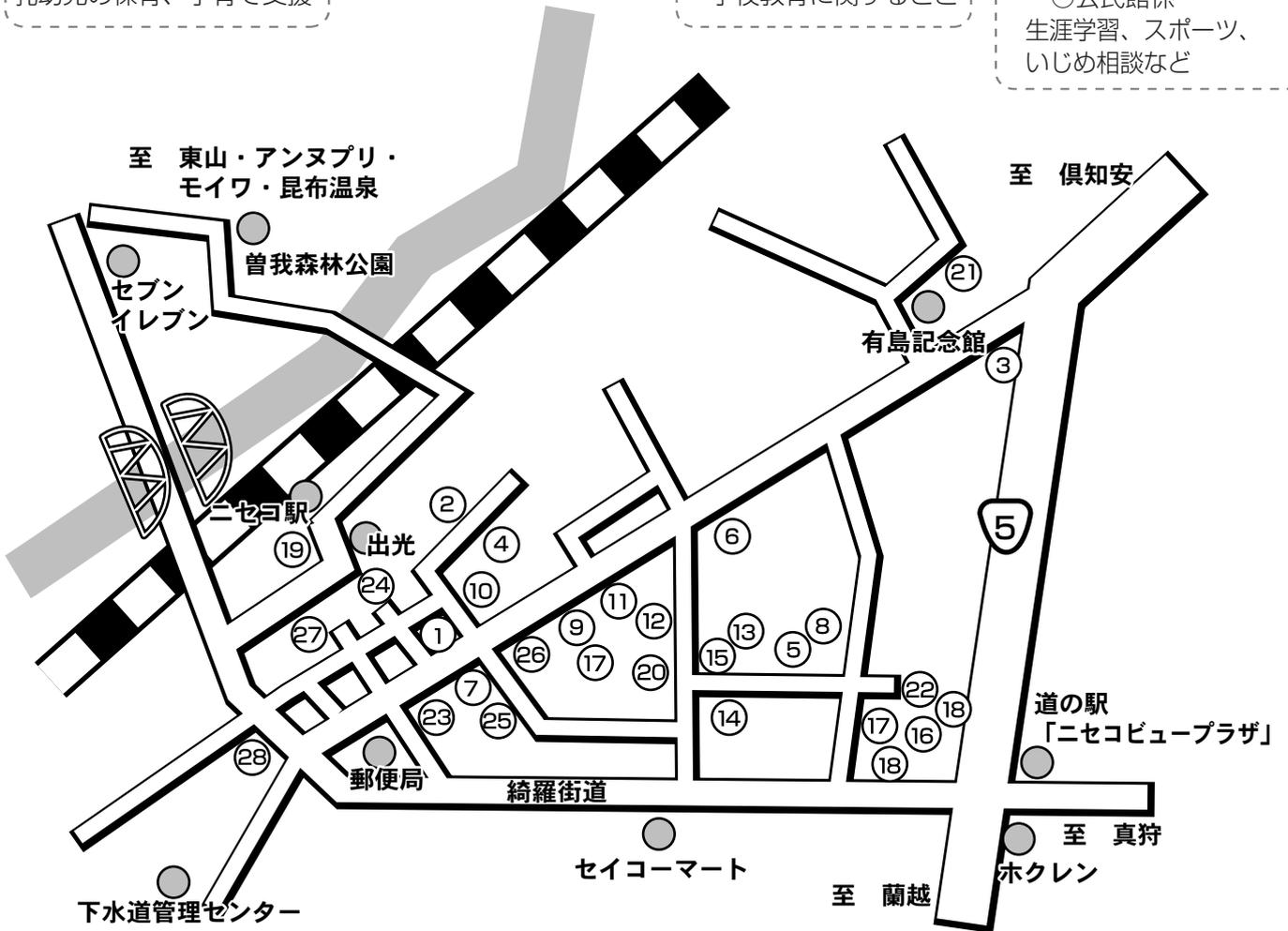
町議会の傍聴について  
 請願・陳情について  
 →**議会事務局**へ

**開庁時間**  
 土・日・祝祭日を除く平日  
 午前8時40分～午後5時15分

**代表電話**  
 ☎0136-44-2121  
 ※その他の施設は次ページをご覧ください

## 公共施設などの配置図（市街図）

- (2 幼児センター)
  - 事務係
  - 保育係
  - 子育て支援係
 乳幼児の保育、子育て支援
- (8 学校給食センター)
  - 学校給食センター係
 学校給食の調理など
- (10 公民館)
  - 学校教育課
  - 総務係
  - 学校教育係
 学校教育に関すること
- (11 ニセコ町総合体育館)
  - 町民学習課
  - 町民学習係
  - スポーツ係
  - 公民館係
 生涯学習、スポーツ、いじめ相談など



### 公共施設

- 1 ニセコ町役場
- 2 ニセコ町幼児センター「きらっと」
- 3 デイサービスセンター

### 文化・教育施設

- 4 ニセコ小学校
- 5 ニセコ中学校
- 6 ニセコ高校
- 7 町民学習交流センター「あそぶっく」
- 8 学校給食センター

### コミュニティ施設

- 9 ニセコ町民センター
- 10 ニセコ町公民館

### スポーツ施設

- 11 ニセコ町総合体育館
- 12 テニスコート・ストリートバスケット
- 13 陸上競技場
- 14 町民グラウンド
- 15 水泳プール
- 16 野球場
- 17 ゲートボールコート
- 18 パークゴルフ場

### 観光施設

- 19 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」

### 公園

- 20 農村公園（ちびっこ広場）
- 21 有島記念公園
- 22 運動公園

### その他

- 23 ようてい農業協同組合ニセコ支所
- 24 ニセコ医院
- 25 倶知安警察署ニセコ駐在所
- 26 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署
- 27 ニセコ町商工会
- 28 北海信用金庫ニセコ支店

## ニセコ町まちづくり基本条例

町では、平成12年12月まちづくり基本条例を制定し、平成13年4月1日から施行しています。まちづくり基本条例では、私たち町民が日々の実感として「住むことが誇りに思えるまち」をつくり、次の世代にすばらしいまちを引き継ぐため、私たちの権利や責任を明らかにしています。

まちづくり基本条例は、「育てる条例」として4年に一度の見直し義務付けられており、平成17年度と平成21年度に見直しを行っています。「まちづくり基本条例」を将来に向け育てていくために、みなさんのご意見をお寄せください。

### ニセコ町まちづくり基本条例

(平成12年12月27日条例第45号)

(前文)

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

#### 第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

#### 第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

#### 第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

(1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度

(2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度

(3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度

(4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

## 第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

## 第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

第20条 議会の会議は、討議を基本とする。

2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(議会の会期外活動)

第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(政策会議の設置)

第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

## 第7章 町の役割と責務

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(政策法務の推進)

第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

(危機管理体制の確立)

第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的

なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加及び構成)

第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(法令の遵守)

第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。

## 第8章 計画の策定過程

(計画過程等への参加)

第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容

(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する町民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(計画進行状況の公表)

第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

## 第9章 財政

(総則)

第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

### 第10章 評価

(評価の実施)

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

### 第11章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

### 第12章 連携

(町外の人々との連携)

第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

### 第13章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 町は、前項(同項ただし書きを除く。)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

### 第14章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

### 第15章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

## 発刊にあたり

みなさまには、日頃からニセコ町のまちづくりにご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

平成7年度の発行から数えて16冊目となる平成22年度ニセコ町予算説明書『もっと知りたいことしの仕事』をお届けします。

この予算説明書は、町民のみなさまにその年度の当初に定めた予算の内容をお知らせし、町政へのご理解をいただくとともに、町の説明責任を全うする手立てのひとつとしてこれまで作成してきたものです。

本来、町のお金や情報は、町民みなさまのものであり、町には自らが保有するお金や情報について、主権者である町民のみなさまに説明する責任があります。そこでこの冊子は、法で定める通常の予算書の形式では伝えきれない内容を、「中学2年生が読んでわかること」をわかりやすさの目標として毎年少しずつ改善し、作成しているものです。どうぞ、お気づきの点があれば、ご意見を賜りたくお願い申し上げます。

また、本年度は、昨年度の国の緊急経済対策により実施することを決め、都合上翌年度に繰越すこととなった仕事についても記載をしています。ご不明な点は、遠慮なくお問い合わせをいただければ幸いです。

今日、地方分権の伸展とともに、地方政府としての自治体の役割は、益々重要なものとなってきています。有島武郎の遺訓「相互扶助」の理念が息づくわがまちの特性を活かし、「公正に、スピード感を持って、思いやりに満ちたニセコ」を創るため、職員ともども一丸となってまい進していく所存です。

私たちのまちが、第4次ニセコ町総合計画の目標である「小さいながらも世界に誇れる、暮らしやすさが実感できる環境のまち『小さな世界都市ニセコ』」の実現に向けて、着実に発展するよう、この予算書がみなさまの議論や活動の素材になればと念願しています。

ニセコがより住みやすいまちになるように、そして次世代により良好な環境を引き継ぐため、みんなの力を合わせてまちづくりを進めていきましょう。

平成22年4月

ニセコ町長 片山健也